

入札説明書

この入札説明書は、「県営上田野球場防水部分改修工事（以下「本工事」という。）」一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的な事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

別記のとおり。

2 入札参加者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項又は財務規則（昭和 42 年長野県規則第 2 号）第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 建築工事について長野県建設工事入札参加資格を有する者のうち資格総合点数が 964 点以上であること。
- (3) 県内に本店を有している者であること。
- (4) 建築工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (5) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日付け 22 建政技第 337 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項の規定により営業停止の処分を受けていない者であること。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 当該入札公告日から 3 か月前の日以降の時点において、滞納している県税等徴収金がないこと。
- (9) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (10) 主任（監理）技術者として、一級建築士又は一級建築工事施工管理技士を配置できること。
- (11) 当該入札に係る契約予定日の 1 年 7 月前の日の直後の営業年度終了日の経営事項審査結果の通知を受けていること。
- (12) 長野県又は県（以下「長野県等」という。）発注の他の工事において、建設工事標準請負契約約款第 17 条に基づく「設計図書不適合の場合の改造の請求」を受けていない者であること。
- (13) 長野県発注の他の工事において、長野県建設工事等検査要綱（平成 15 年 4 月 1 日付け 15 会検第 1 号）第 9 条に規定する文書による修補指示を受けていない者であること。
- (14) 長野県等発注の他の工事において、履行遅滯に伴う催告の通知を受け、かつ、当該工事の完了期限経過後建設工事標準請負契約約款第 31 条に基づく工事完成の通知をしていない者でないこと。
- (15) 長野県等発注の他の工事の入札において、長野県会計局公正入札調査委員会から協定して入札した入札書に該当すると認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- (16) 長野県等発注の他の工事の入札において、契約後確認調査に該当する落札候補者の辞退に対する事務処理規程により、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。

3 入札及び開札

- (1) 入札参加者又はその代理人は、設計図書、建設工事請負契約書（案）、入札説明書及び現場等を

熟覧し、承諾した上で入札しなければならない。この場合において、当該設計図書等について疑義がある場合は、別記4に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後設計図書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- (2) 入札参加者又はその代理人は、別紙様式による入札書を直接提出しなければならない。郵便、電話、電報、テレックス、ファックス、コピーその他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札の手続については、別記2のとおり。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、次の各項目に掲げる事項を記載した別紙様式による入札書を提出しなければならない。
 - (ア) 工事名
 - (イ) 工事箇所名
 - (ウ) 入札金額
 - (エ) 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び一般競争入札参加申請書又は委任状へ押印した印鑑の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）
 - (オ) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印
- (6) 入札参加者又はその代理人は、入札に際し、当該工事等に係る工事費内訳書を提出しなければならない。ただし、第1回目の入札で落札者が決定しなかった場合は、落札決定後に落札者は落札額に対する工事費内訳書を提出しなければならない。
- (7) 工事費内訳書の積算価格と入札書の入札金額は原則として一致しなければならない。金額が一致していない内訳書及び積算金額を値引きした内訳書については不備がある内訳書として取り扱うものとする。ただし、積算価格について、1万円未満の端数を切り捨てた金額を記載した入札書は、有効なものとして取り扱うものとする。
- (8) 工事費内訳書は、次に掲げるいずれかの形式により作成しなければならない。
 - (ア) 設計図書（いわゆる金抜設計書）のうち工事費内訳書に単価、金額を記載したもの
 - (イ) 前項目と同等の項目が含まれる独自様式によるもの
 - (ウ) 前2項目のいずれの場合にも工事費内訳書には、表紙（日付、発注者名、工事名、工事箇所名、商号又は名称、住所、代表者名を記載の上、代表者印を押印。）を添付（様式は問わない。）するとともに、各内訳書には全葉と該当ページを記入すること。（1／5、2／5・・・のようにページを記載。）
- (9) 開札時には、担当職員が、落札予定者から提出された工事費内訳書の審査を行うものとする。
- (10) 工事費内訳書は、入札及び契約に関する設計図書ではないため、直ちに設計（契約）変更の対象とはならない。
- (11) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならぬ。
- (12) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書及び工事費内訳書の書換え、引換え又は取消しをすることができない。
- (13) 入札参加者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならぬ。
- (14) 入札参加者又はその代理人が協定し、又は不穏の行動をなす等により競争入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の執行を延期し、又はこれを取りやめがある。
- (15) 入札参加者又はその代理人の入札金額は、工事等の総額について見積るものとする。ただし、入札書に記載する金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積も

った総額の 110 分の 100 に相当する金額を記載しなければならない。

- (16) 入札参加者又はその代理人は、請負代金の前金払の有無、前金払の割合又は金額、部分払の有無、支払回数等の契約条件を建設工事請負契約書（案）に基づき十分考慮して入札金額を見積るものとする。
- (17) 入札回数は 2 回とする。開札した場合において、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をする。ただし、第 2 回の入札を行っても落札者がない場合は、第 2 回目の入札において最低の価格をもって入札した者と政令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により随意契約とする。なお、この場合の見積回数は 2 回を限度とする。
- (18) 入札公告等により一般競争入札参加申請書を提出した者が、開札時に競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを条件にあらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかつたときは、当該入札書は落札決定の対象としない。
- (19) 開札の日時及び場所は、別記 2 (1) 及び(2) のとおり。
- (20) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に關係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (21) 入札経過書の立会人欄には、前号の規定により立ち会つた入札執行事務に關係のない職員が署名するものとする。
- (22) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札会場に入場することができない。
- (23) 入札参加者又はその代理人は、入札会場に入場しようとするときは入札関係職員に競争入札参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という。）及び身分証明書を提示し又はその写しを提出し、当該代理人は入札権限に関する委任状を提出しなければならない。
入札参加者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、確認通知書の写し及び委任状を入札書と同時に提出しなければならない。
- (24) 入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札会場を退場することはできない。
- (25) 入札参加者又はその代理人が次の各項目の一に該当する者の場合は、当該入札会場から退去させる。または、入札の執行を延期し、若しくはこれを取りやめことがある。
 - (ア) 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - (イ) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための協定をした者
- (26) 入札参加者又はその代理人は、本工事に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができない。
- (27) 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。その場合、次の各項目に掲げるところにより申し出るものとする。
 - (ア) 入札執行前にあっては、入札辞退届（別紙様式）を直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
 - (イ) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

4 入札保証金

納付を免除する。ただし、次に該当する場合は見積もつた総額（消費税及び地方消費税を含む金額）の 100 分の 5 に相当する金額を納付しなければならない。

- ア 落札者として決定された者が、契約を締結しないとき
- イ 低入札価格調査に係る調査書類等、発注者が求める入札条件を確認する書類を提出しなかつたとき

ウ やむを得ない事情と発注機関が認める辞退による場合を除き、契約締結にいたらなかつたとき

5 無効の入札書

次の各号の一に該当する入札書は、これを無効とする。

- (1) 一般競争入札の場合において公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 同一人が入札した2通以上の入札書
- (3) 入札参加者が協定して入札した入札書
- (4) 工事名、工事箇所名及び入札金額のない入札書
- (5) 入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としない入札書
- (6) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (8) 入札金額の記載を訂正したものでその訂正について押印のない入札書
- (9) 納付した入札保証金の額が4の(1)による入札保証金に達しない場合の当該入札書
- (10) 工事費内訳書を提出しない者が入札した入札書、又は未記入など不備がある工事費内訳書を提出した者が入札した入札書
- (11) その他入札に関する条件に違反して入札した入札書

6 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価格の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に關係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 最低入札価格が、低入札価格調査制度事務処理要領（平成13年5月8日付け13監技第47号）の規定に基づき定められた低入札価格調査基準価格を下回った場合、落札を保留し、調査を実施するものとする。
- (5) 契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (6) 落札価格の決定に当たつては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数のあるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。
- (7) 落札者を決定したときは、その日から5日以内に、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、長野県公式ホームページ（<https://www.pref.nagano.lg.jp/sports-ka/nyusatsu.html>）に落札者とされなかつた入札者に口答又は電話により通知するものとする。
- (8) 落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものと

する。

- (9) 落札者は契約の締結に当たって、消費税に係る課税事業者又は免税事業者である旨の届出書を長野県知事に提出しなければならない。ただし、届出書を既に提出しているため、必要がないと長野県知事が認めたときは、この限りでない。
- (10) 契約に要する経費は落札者の負担とする。

7 契約保証金

- (1) 契約の相手方は、入札公告等において契約保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、指定の期日までに契約金額の100分の10以上の額の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を所定の手続に従い納付しなければならない。ただし、次の各項目の一に該当するときは、これを納めないことができる。
 - (ア) 契約人が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - (イ) 契約人が金融機関等との契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証契約を締結したとき。
- (2) (1)の契約保証金に代わる担保の種類及び価額は、次表に掲げるものとする。この場合において、担保として提供された証券が記名証券であるときは、売却承諾書及び委任状を添えるものとする。

区分	種類	価額
ア	国債又は地方債	債券金額
イ	特殊法人登記令(昭和39年政令第28号)第1項に規定する法人の発行する債券	額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の8割に相当する金額
ウ	金融機関の引受け、保証又は裏書のある手形	手形金額又は保証する金額(当該手形の満期の日が当該入札保証金を納付すべき日の翌日以後の日であるときは、当該入札保証金を納付すべき日の翌日から手形の満期の日までの期間に応じて当該手形金額を一般市場における手形の割引率により割り引いた金額又は当該割り引いた金額のうち保証する金額に応ずる金額)
エ	金融機関の保証する小切手	金融機関の保証する金額
オ	金融機関の保証又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社がする保証	金融機関又は左欄の保証事業会社が保証する金額

- (3) 契約の相手方が納付した契約保証金等は、これを納付した者がその契約上の義務を履行しないときは、県に帰属するものとする。
- (4) 契約の相手方が納付した契約保証金等は、契約に基づく給付が完了したときその他契約保証金等を返還する事由が生じたときは、これを還付するものとする。
- (5) 契約人が契約を履行しないときは、契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として納付しなければならない。
- (6) 契約保証金には利子を付さないものとする。

8 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日の翌日から起算して7日以内に契約書の取りかわしをするものとする。

- (2) 紙による契約書の場合、契約書はまず、落札者が契約書に記名して押印し、さらに予算執行者が当該契約書の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。なお、予算執行者が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- (3) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 予算執行者が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は確定しないものとする。

9 契約条項

別添建設工事請負契約書（案）のとおり。

10 受注者に求められる義務

- (1) 工事開始日は契約日の翌日とし、契約書に定める工期の初日も同日とする。
- (2) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める工事開始日（工期の初日）から起算して30日以内に、工事に着手（工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量をいう。）、詳細設計付き工事における詳細設計又は工場制作を含む工事における工場制作工のいずれかに着手することをいう。）しなければならない。
- (3) 受注者は、前号により工事に着手したときは、着手した旨を発注者に届け出なければならない。
- (4) 受注者は、建設業法に規定する技術者又は別に定める要件を満たす技術者並びに工事現場における施工体制の把握要領に規定する技術者を配置しなければならない。
- (5) 受注者は契約した工事に下請契約を締結して施工するときは、その下請の状況を文書で長野県知事に報告しなければならない。
- (6) 受注者が現場代理人を配置する場合、現場代理人は受注者と直接かつ恒常的な雇用関係（開札日以前3か月以上の雇用）がなければならない。

11 入札者に事前に確認を求める事項

- (1) 入札参加者又はその代理人は、次に掲げる書類を令和8年1月13日（火）午後5時までに長野県知事あて提出しなければならない。
 - (ア) 一般競争入札参加申請書（様式1）
 - (イ) 本工事に係る令和7年12月19日付け公告5及び入札説明書2に掲げる資格を有することを証する書類
- (2) 前号について、別記5(2)にあたる期日までに入札参加者の負担において完全な説明をしなければならない。

12 その他必要な事項

- (1) 予算執行者の所属する部局の名称及び所在地は、別記3のとおり。
- (2) 入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が本工事に関して要した費用については、すべて当該入札参加者若しくはその代理人又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (3) 本工事に関する照会先は、別記4のとおり。
- (4) 建設工事請負契約書（案）、設計図書及び入札説明書は、別記3で交付するほか、その一部については、次のアドレスからダウンロードできるものとする。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/sports-ka/nyusatsu.html>

別 記

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事名
県営上田野球場防水部分改修工事
- (2) 工事箇所名
上田市下之条
- (3) 工事概要
スタンド PC 版間部分及びスタンド～コンコース管の床に係る防水改修工事 一式
- (4) 工期
工事開始日から約 240 日間

2 入札手続等

- (1) 入札及び開札日時
令和 8 年 1 月 22 日（木）午前 10 時
- (2) 入札及び開札場所
長野県庁西庁舎 3 階 302 号会議室

3 入札説明書の交付場所、設計図書等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下 692 の 2 （郵便番号 380-8570）
長野県観光スポーツ部スポーツ振興課
電話番号 026 (235) 7447
また、長野県公式ホームページに掲載します。

4 質問及び回答

長野市大字南長野字幅下 692 の 2 （郵便番号 380-8570）
長野県観光スポーツ部スポーツ振興課
ファクシミリ 026 (235) 7476
電子メール sports-ka@pref.nagano.lg.jp
質問期間 令和 7 年 12 月 19 日（金）から令和 7 年 12 月 24 日（水）まで
回答は、メール及び長野県公式ホームページへの掲載による。
回答期間 令和 7 年 12 月 22 日（月）から令和 7 年 12 月 26 日（金）まで

5 書類の提出期限及び場所

- (1) 提出書類
一般競争入札参加申請書（様式 1）
本工事に係る令和 7 年 12 月 18 日付け公告 5 に掲げる資格を有することを証する書類
経営事項審査結果通知書
納税証明書
- (2) 提出期限
令和 8 年 1 月 13 日（火）午後 5 時
- (3) 提出場所
長野県観光スポーツ部スポーツ振興課